

茂 教 美 第 4 5 号
令和 6 年 1 2 月 9 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

茂原市教育委員会教育長 富田 浩明

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 6 年 2 月 1 3 日付け茂監第 8 1 号)

教育部	美術館・郷土資料館
監 査 結 果	
・より多くの人に訪れてもらうため、関係団体等と協議しながら、展示室を貸し出すことができるよう条例改正について検討されたい。	
・企画展等の来館者については、性別や年代別に集計するなど傾向やニーズを把握・分析し、今後の事業展開に繋がられたい。	
・開館から 29 年が経過していることから、来館者が安全で快適に利用できるよう施設設備の維持管理に意を用いられたい。	
措 置 内 容	
・展示室については、準備、撤去も含めると 100%の稼働率であり、関係団体と協議した結果、他の美術館等と同様、現状の運営と考える。	
・企画展においては、性別や年齢等を含むアンケートを行った。また、現在は、入館者の性別、年代別の集計を行っている。これらの集計結果の分析により判明したことを、今後の PR 方法や展示会内容に生かし事業を企画していく。	
・施設設備の維持管理については、緊急性や優先度の高い案件から修繕等を行い、来館者が安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めており、毎年、各設備の点検を実施している。また、大規模修繕等が必要な場合は、茂原市公共施設等総合管理計画の中で実施していく。	